

審 査 基 準

平成 2 7 年 4 月 6 日 作成

条 例 ・ 規 則 名 : 金属くず類回収業に関する条例
根 拠 条 項 : 第 3 条
処 分 の 概 要 : 営業の許可
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
条例・規則の定め : <ul style="list-style-type: none">・ 金属くず類回収業に関する条例第 4 条第 1 項 (許可の基準)・ 金属くず類回収業に関する条例施行規則第 2 条 (書類の経由等)・ 金属くず類回収業に関する条例施行規則第 3 条 (許可の申請)
審 査 基 準 : <p>金属くず類回収業に関する条例第 4 条第 1 項各号の欠格要件に該当しないなど、金属くず類回収業に関する条例を遵守し、適正な営業が期待できるときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間 : 4 0 日
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :